

## 個人情報取扱規則

2010（平成22）年12月12日 制定

### （目的）

第1条 本規則は、一般社団法人日本リハビリテーション工学協会（以下、「当法人」という。）定款第59条第2項により、本法人が所有し管理する個人情報の取り扱い並びにその保護に必要な事項を定める。

### （個人情報の範囲）

第2条 本規則で対象とする個人情報とは、会員資格を有する個人および顧問ならびに以下の関係する個人（以下、「会員等」という。）の氏名、生年月日、住所、電話番号、所属、電子メールアドレス等、個人を特定できる情報をいう。

- （1）福祉機器コンテスト応募者
- （2）リハ工学カンファレンスや主催セミナー等の発表者、参加者および招待者
- （3）協会誌への投稿者ならびに著者
- （4）協会誌等当法人発行物の購入者
- （5）分科会および委員会など本法人下部組織の構成員
- （6）分科会および委員会など本法人下部組織が発行する印刷物の読者および執筆者
- （7）分科会が主催する講習会等への参加者および講師等
- （8）分科会が発行する印刷物の読者および執筆者

### （個人情報の利用目的）

第3条 当法人が管理している個人情報の利用目的は以下のとおりとする。

- （1）協会誌の発送
- （2）本法人からのお知らせの発送
- （3）本法人からのお知らせの電子メールでの連絡
- （4）会費の請求や算出
- （5）請求書、領収書等の発送
- （6）Web版会員サービスの認証
- （7）分科会および委員会など本法人下部組織からの要求に対する会員資格の回答
- （8）リハ工学カンファレンス実行委員会からの要求に対する会員資格の回答
- （9）リハ工学カンファレンス開催に必要な各種連絡
- （10）福祉機器コンテスト開催に必要な各種連絡
- （11）執筆依頼および査読依頼ならびに原稿督促等協会誌等出版物の編集に必要な連絡
- （12）役員（理事および監事）等組織の公開
- （13）編集委員会等各種委員会の構成員の選出
- （14）謝礼や交通費の算出事務
- （15）省庁の要請による協力者の選出

( 個人情報の所在 )

第4条 本法人が保有する個人情報は事務局にのみ所在することとし、個人情報の逸失あるいは毀損を防ぐための目的以外には複製物を作成し保有してはならない。

2 理事が業務を遂行する上で必要と認められる場合は、管理責任者の許諾の下で個人情報の複製物を当該業務の遂行に必要な範囲と期間に限って保有できるものとする。

3 当法人の下部組織が保有する会員以外の個人情報に関しては第1項の規定に関わらず、当該組織が保有する。

4 第1項の規定は当法人が個人情報保護に関して適切な扱いを行っていることを確認できる相手先に対しては適用しない。

5 第1項の規定は当法人が個人情報保護に関する契約を交わした委託先での利用については適用しない。

6 事務局が移転した場合は、移転元の事務局は确实かつ適正な方法で保有していた個人情報を速やかに抹消し、その旨会長に誓約すること。

( 管理責任者の任命 )

第5条 会長は、理事の中から1名以上を個人情報管理責任者として任命する。

2 個人情報管理責任者は当法人が保有する個人情報の利用者ではないものであること。

3 個人情報管理責任者が会長であることは妨げない。

( 管理責任者の業務 )

第6条 個人情報管理責任者は、以下の業務を行う。

- ( 1 ) 当法人が保有している個人情報の使用目的の監督
- ( 2 ) 新たに取得する個人情報が適正に取得されていることの確認
- ( 3 ) 個人情報保護ポリシーの公開
- ( 4 ) 当法人が保有している個人情報の漏洩、逸失、棄損の防止のための適切な措置
- ( 5 ) 当法人が保有している個人情報の正確性を担保する措置
- ( 6 ) 当法人が保有している個人情報の持ち出しの禁止措置
- ( 7 ) 当法人が保有している個人情報を取り扱う職員の啓発
- ( 8 ) 当法人が保有している個人情報を取り扱う委託先の監督
- ( 9 ) 会員からの情報開示・訂正・利用停止に関する要望に対する処理の監督
- ( 10 ) 関連法令の変更等に対する対応

( 分科会等の保有している個人情報の監督 )

第7条 分科会および委員会など当法人の下部組織が独自に入手し保有している会員以外の個人情報の保護に関しては、各々担当理事がその取扱いについて監督する。

( 責任の所在 )

第8条 当法人が保有している個人情報の管理に伴い生じる訴訟あるいは訴追に関する一切の責任は任命権者である会長が負う。

(本規則の改廃)

第9条 本規則の変更または追加には、理事会の承認を得なければならない。